

土岐市危険木予防伐採事業費補助金

令和5年度より、土岐市では、市民による自主的な安全で安心な生活環境の維持保全の促進を図ることを目的とし、土岐市危険木伐採事業費補助金交付要綱により危険木の予防的伐採を行う方に対して補助金を交付します。

補助対象

森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林（林班）内又は現況地目が山林若しくは保安林内の危険木の予防的伐採、撤去、処分であること。

危険木とは、樹幹の太さが胸高直径15cm以上かつ樹高5m以上であり、倒木等により樹高と同等の範囲以内にある**住宅**に被害を及ぼす恐れのある樹木をいう。

※補助対象事業の実施にあたり、必要となる関連法令等に基づく届出（伐採届）等が行われていない場合は交付の対象外とする。

補助対象者

・危険木の所有者及び・危険木により直接的な被害を受ける恐れのある住宅の所有者。（危険木所有者から伐採の承諾を得た者）

※1人の対象者が同一年度に受けられる補助金の交付は1回。

補助内容

○補助対象経費

- ・危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費
 - ・危険木を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除
- ※補助対象経費には消費税は含みません。

○補助率・補助額

補助率は**3/4**とし、補助額は**上限50万円**（1,000円未満の端数は切り捨て）。

※【例】事業費が50万円（税抜き）の場合、37.5万円の補助金が受けられます。

提出書類

1. 申請
○土岐市危険木予防伐採事業補助金交付申請書（様式1） ○事業計画書（様式2） ○収支予算書（様式3） ○事業個所の位置図 ○事業個所の写真 ○見積書の写し ○森林所有者承諾書（様式4） ○森林所有者の確認ができる書類
2. 完了報告
○土岐市危険木予防伐採事業補助金実績報告書（様式8） ○収支精算書（様式9） ○領収書の写し ○伐採前後の写真
3. 請求
○土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付請求書（様式11）

注意：申請希望の方は、必ず実施前に農林係へ連絡してください。事業実施後の申請受付はできません。裏面「土岐市危険木予防伐採事業補助金交付の流れ」を参照してください。

問合せ・相談	土岐市産業文化部産業振興課農林係	TEL 54-1214
	陶都森林組合	TEL 68-3027

土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付の流れ

まずは、土岐市役所産業振興課農林係、または陶都森林組合へ問い合わせてください。補助金の対象であるか現地確認させていただきます。

補助金の対象であることが確認できると、申請手続きとなります。

1. 申請（申請書と添付書類の提出）

- 土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付申請書（様式1） ○事業計画書（様式2）
- 収支予算書（様式3） ○事業個所の位置図（住宅地図等） ○事業個所の写真
- 見積書の写し ○森林所有者承諾書（様式4：山林所有者以外の方が申請される場合）
- 森林所有者の確認ができる書類

申請の受付は12月28日で終了です。



市役所から「土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付決定通知書（様式5）」が郵送で送られてきたら、業者に発注してください。



2. 完了報告（伐採が完了したら報告書等を提出）

- 土岐市危険木予防伐採事業費補助金実績報告書（様式8） ○収支精算書（様式9）
- 領収書の写し ○伐採前後の写真

報告書等の提出は事業完了後、1ヶ月以内で提出してください。最終は2月末とします。



完了報告の確認後、市役所から「土岐市危険木予防伐採事業費確定通知書（様式10）」が届いたら、補助金の請求をしてください。



3. 請求

- 土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付請求書（様式11号）



指定口座に補助金が交付されます。